

水道施設運営等事業実施制度の概要について

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要**1. 関係者の責務の明確化**

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日（平成30年12月12日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。）

官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けなければならない。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。

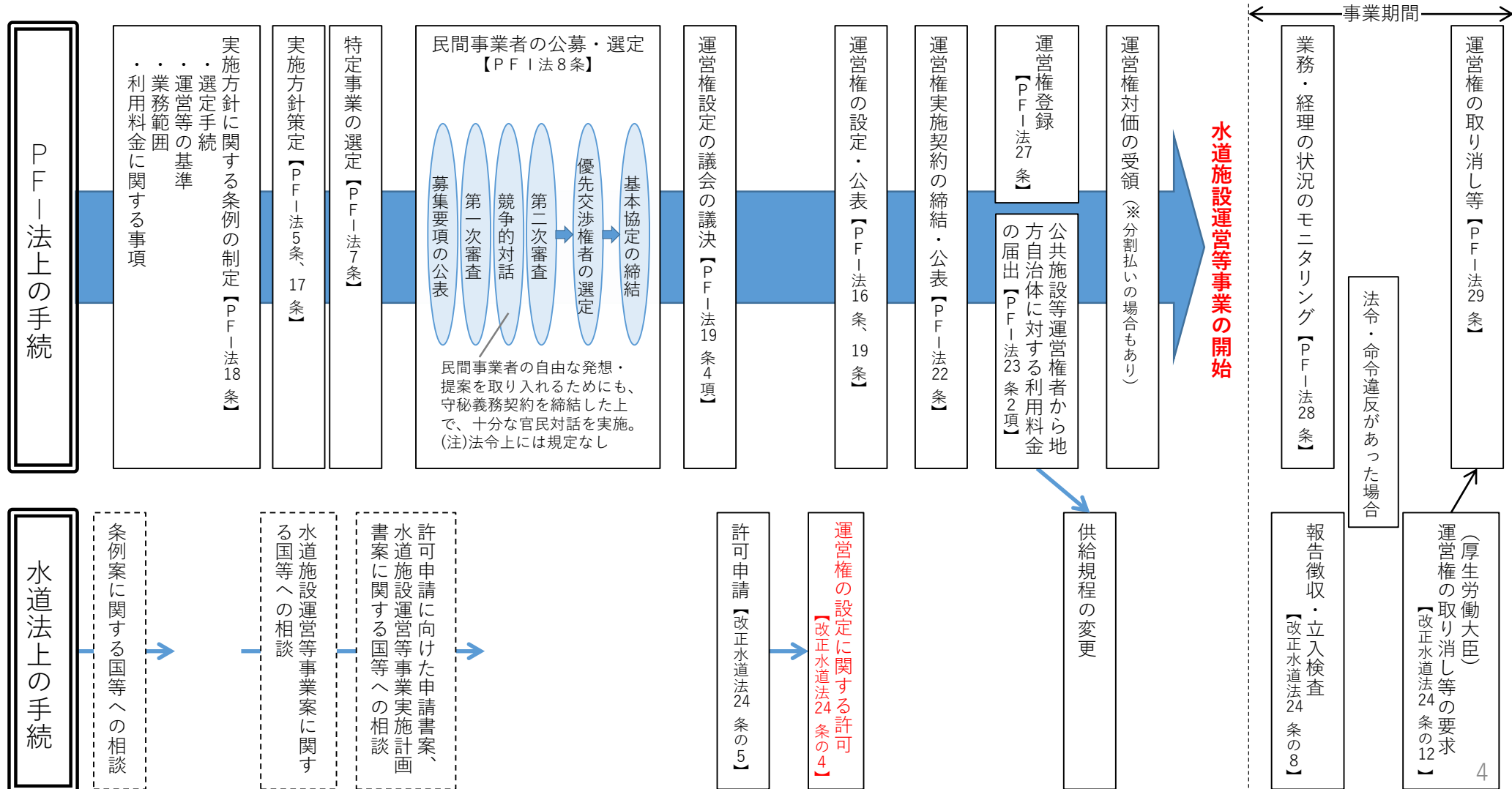


改正法

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
 - 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
 - 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
- ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
- ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

民間事業者への水道施設運営権の設定に関する手続の流れ

- 水道施設運営権の設定を行うとする地方自治体は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく手続を行うとともに、改正水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受ける必要がある。
- 事業開始後、地方自治体は、PFI法に基づき、水道施設運営権者に対しモニタリングを行うとともに、改正水道法に基づき、厚生労働省は、地方自治体と水道施設運営権者に対し、直接、報告徴収、立入検査等を行う。



水道施設運営権者に対する関与の仕組み

事業計画の確実性・合理性

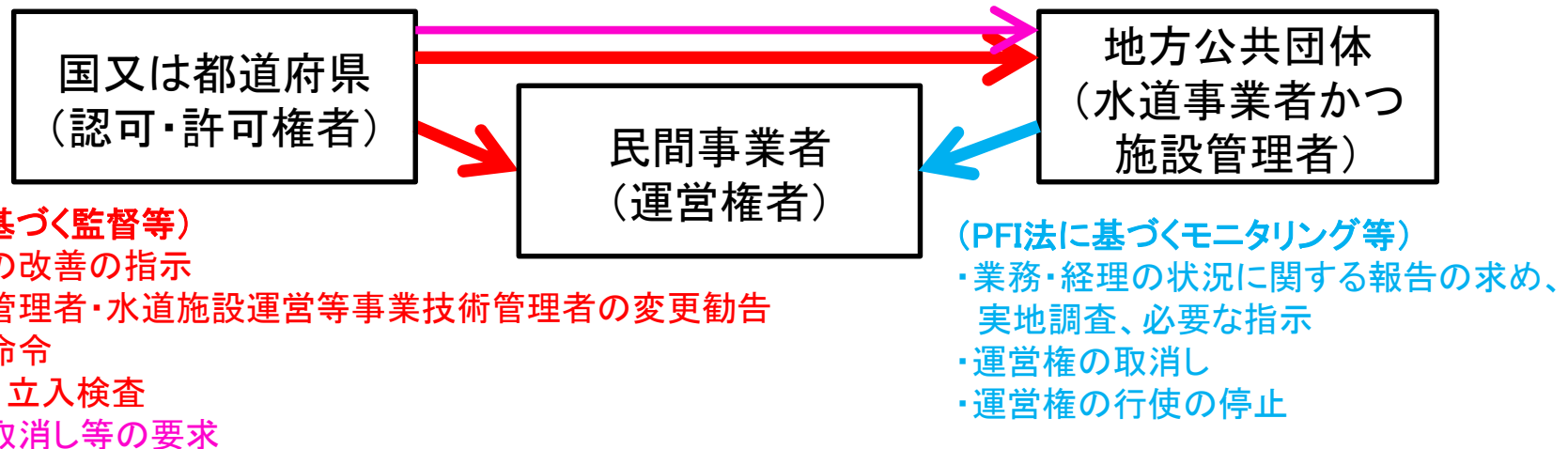
- 地方公共団体は、実施方針や要求水準書を作成し、それらを満たす提案をした民間事業者を選定（PFI法）
- 国は、事業計画の確実性・合理性を審査した上で許可（水道法）

料金の設定

- 地方公共団体は、水道施設の利用料金の範囲等を条例で規定（PFI法）
- 運営権者は、条例の範囲内で利用料金を設定（PFI法）
- 国は、原価を適切に算定して利用料金を設定しているか審査した上で許可（水道法）

モニタリング

- 地方公共団体は、運営権者に対し業務・経理の状況のモニタリング等を実施（PFI法）
- 国は、地方公共団体のモニタリング体制を確認した上で許可（水道法）
- 国等は、地方公共団体及び運営権者に対し、必要に応じ報告徴収・立入検査等を実施（水道法）



水道施設運営等事業実施制度における許可について

- ◆ 地方公共団体である水道事業者は、民間事業者に水道施設運営権を設定しようとする場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- ◆ 許可の申請に当たっては、水道事業者は実施計画書等を提出しなければならない。
- ◆ 厚生労働大臣は、許可基準に適合していると認められるときのみ許可を与える。

許可基準 (改正水道法第24条の6)	実施計画書の記載事項 (改正水道法第24条の5)
<ul style="list-style-type: none">● 水道施設運営等事業の計画が確実かつ合理的であること。● 水道施設運営等事業の対象となる水道施設の利用料金が、次の要件に適合すること。<ul style="list-style-type: none">✓ 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。✓ 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること✓ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。● 水道施設運営等事業の実施により水道の基盤の強化が見込まれること。● 必要な技術的細目は厚生労働省令で定める。	<ol style="list-style-type: none">1. 対象となる水道施設の名称及び立地2. 事業の内容3. 運営権の存続期間4. 事業の開始の予定年月日5. 選定事業者が実施することとなる事業の適正を期するために講ずる措置6. 災害その他非常の場合における水道事業の継続のための措置7. 事業の継続が困難となった場合における措置8. 選定事業者の経常収支の概算9. 選定事業者が自らの収入として収受しようとする水道施設の利用料金10. その他厚生労働省令で定める事項

具体的な業務範囲は、個々の実施契約によって個別具体的に定められることとなる。

水道事業

水道事業の全体方針の決定・全体管理

- 経営方針の決定
 - 議会への対応、条例の制定
 - 認可の申請・届出
 - 供給規程の策定
 - 給水契約の締結
 - 国庫補助等の申請
 - 水利使用許可の申請
 - 指定給水装置工事事業者の指定
- 等

施設の整備※1

- 水道施設の更新
 - 水道施設の大規模修繕
 - 水道施設の増築
- 等

施設の管理

- 水道施設の運転管理
 - 水道施設の維持・修繕、点検
 - 給水装置の管理
 - 水質検査
- 等

営業・サービス

- 料金の設定・收受※2
 - 料金の徴収
 - 水道の開栓・閉栓
 - 利用者の窓口対応
- 等

危機管理

- 災害・事故等への対策
 - 応急給水
 - 応急復旧
 - 被災水道事業者への応援
- 等

水道施設運営権者 実施可能範囲

※1: 運営権を設定した水道施設の全面更新(全面除却し再整備)は除く ※2: 条例で定められた範囲での利用料金の設定・收受に限る

地方公共団体(水道事業者)は、PFI法に基づき、民間事業者に対し、業務の状況のモニタリング等を実施

モニタリングの方法	内容
a. 日常モニタリング	民間事業者から提出される日報(水量、薬品注入量、水質検査の結果等)に基づき、業務の実施状況の確認や、異常や問題がないかを確認。
b. 月次モニタリング、 四半期モニタリング、 年次モニタリング	運転データや水質データとともに、業務の実施状況報告や所見を確認し、業務計画に沿って実施されているかなどを確認。
c. 随時モニタリング	民間事業者の業務実施状況を抜き打ちで検査し、直接状況を確認。

※ このほか、水道施設運営等事業においては、月次、四半期、年次の財務・経理モニタリングを実施する。

- ◆ 水道法上の最終責任が水道事業者(地方自治体)に残るということは、**水道事業の継続性を確保**することを意味するもの。
- ◆ 災害時の対応については、**地方自治体が事業の最終的な責任を負った上で実施**。

1. 災害時の協力体制

- 全国の水道事業者等の集まりである(公社)日本水道協会が、災害の程度に応じて、都道府県や地方支部などの単位で広域的な応援体制を構築。
- 改正水道法においては、コンセッション方式について、水道法に基づく認可を有する水道事業者は、地方自治体のままとしており、これまでと変わらないため、災害時の連携は基本的にこの枠組み等で実施。

2. 災害時における役割分担

- コンセッション方式の導入時に、災害時の対応をどこまでを運営権者に委ねるかについては、あらかじめPFI法に基づく実施方針及び実施契約で決定。このため、被災した地方自治体への応援を運営権者に行わせることも可能。
- 厚生労働大臣は、事前に災害時の対応が適切に対応できるかを確認した上で許可。

3. 災害時の財政支援の取り扱い

- コンセッション方式を導入した場合においても、水道施設の所有者は地方自治体であるため、施設の復旧に当たり、国からの災害時の財政支援は、従来と同様に実施。
- 相互応援に係る費用を含め、災害時における費用負担は実施契約書において明確化。

<例>浜松市下水道コンセッション事業における災害時における費用負担(実施契約書における記載)

市の負担：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業のうち、工事費用が一定規模以上のもの等
(同法に定める適用除外となる事業以外のもの)

コンセッション事業者の負担：上記以外の場合


- 水道施設運営権者が事業継続困難となり、契約解除せざるを得ない状況になった場合、
 - ① これまでモニタリングを担当してきた地方公共団体の職員が中心となり自ら直営で業務を実施すること
 - ② 水道の運営管理に実績がある他の事業者へ委託することにより、水道事業を継続できる。

1.水道事業者が自ら直営事業を運営する場合

契約解除した水道施設運営権者の従業員を当面の間運営に協力させることを契約で規定し、水道事業を継続させつつ、直営で実施できるよう、職員を新たに雇い入れることなどが考えられる。

2.他の事業者への第三者委託により事業を継続させる場合

候補となる他の事業者を予め列挙しておき、万が一、水道施設運営権者と契約解除する可能性が生じた場合には、事前調整を行い円滑に業務を引き継ぐための準備を行いつつ、他の事業者への委託を実施することが考えられる。

 上記のような水道事業が継続できる措置をガイドラインで提示。厚生労働大臣は、これらの措置が実施計画等に盛り込まれていることを確認した上で許可。

- ※1 なお、内閣府が作成したPFI事業契約における留意事項について取りまとめた「契約に関するガイドライン」では、水道施設運営権者は地方公共団体の帰責事由による場合でなければ、自ら契約を解除できない旨の契約内容とすることを規定。
- ※2 なお、コンセッション方式を導入する場合には、水道施設運営権者の業務の実施状況等に関し、平素からモニタリングすることにより、経営難等に陥る前に対処することが重要。

水道法第14条 供給規程

- 「水道料金」については、水道法第14条第1項において、水道事業者は、「料金」等の供給条件について、供給規程を定めなければならないと規定。

(供給規程:水道事業者と水道使用者との間に締結される給水契約の内容を定めたもの)

【独立採算制の原則】

【受益者負担の原則】

料金収入

= 総括原価方式

営業費用(人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等)

資本費用(支払い利息、資産維持費)

水道料金の設定に係る規定(改正水道法第14条第2項)

- ① 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。
- ② 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ③ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

水道施設運営等事業における料金の設定

- 地方公共団体は、水道施設の利用料金の範囲等を条例で規定(PFI法)
- 運営権者は、条例の範囲内で利用料金を設定(PFI法)
- 国は、原価を適切に算定して利用料金を設定しているか審査した上で許可(水道法)

水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 水道の基盤強化においては、水道の高い公共性に鑑み、水が国民共有の貴重な財産であることを再認識しつつ、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できることが確保されることを理念として、国、地方公共団体及び水道事業者等の相互の連携を深めること。
- 二 大規模災害の発生に備え、管路の老朽化への対応及び耐震化の推進等水道施設の整備に万全を期すとともに、施設整備の体制を支える人員及び予算が十分に確保されるよう努めること。また、災害時における速やかな復旧を図るための組織体制、災害対応システム等が十分に整備・運用されるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 水道の基盤強化を図るために、水道事業に携わる人材の確保、技術の継承及び労働環境の改善が必要であることに鑑み、地方公共団体がこれらを実現するために必要な支援を行うこと。特に官民連携を行うに当たって、この点が重要となることを十分認識し、事業運営に支障を来すことのないよう、総合的な施策を講ずること。
- 四 経営基盤が脆弱な小規模の水道事業者に対しては、水道の基盤強化の基本的かつ総合的な施策の推進において十分配慮するとともに、必要な支援を行うこと。
- 五 水道施設運営権の設定については、水及び水道施設が国民共有の貴重な財産であることに鑑み、公共性及び持続性に十分留意したものとなるよう、地方公共団体において検討すべき事項の具体的な指針を本法施行までに明示すること。
- 六 水道施設運営権の設定の許可に当たっては、地方公共団体においてその運営状況をモニタリングするための適切な体制が確保されているかについて厳格に審査を行うとともに、運営における公共性・公平性・公益性の確保を明確にするための具体的な指標等を示すこと。
- 七 水道施設の維持管理、修繕及び計画的な更新が、地域の健康資本の基盤として極めて重要であることに鑑み、これらの措置が適切に行われるよう、必要な支援を含めた包括的水道事業システムの構築に努めること。
- 八 水道の需給バランスの平準化を進める観点等から、水道スマートメーターを含む周辺機器の研究及び開発を促進する12ため、必要な措置を講ずること。

水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(1/2)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 水道の基盤強化に当たっては、水道が極めて公共性の高い、国民の日常生活や命にも直結する貴重な財産であることを踏まえ、全ての国民が水道の恩恵と安心・安全な水の供給を将来にわたって享受できるよう、国、地方公共団体及び水道事業者等の相互の連携を深めること。
- 二 将来にわたって国民生活の安心と安全を確保するとともに、大規模災害の発生等にも備えるため、管路の老朽化への対応及び耐震化の推進等、水道施設の継続的な更新と整備に万全を期すとともに、地方公共団体において施設整備の体制を支える人員及び予算が十分に確保されるよう努めること。また、災害時における速やかな応急給水・応急復旧を図るための組織体制、災害対応システム等が十分に整備・運用されるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 水道の基盤強化を図るために、水道事業に携わる人材の確保、技術の継承及び労働環境の改善が必要であることに鑑み、地方公共団体がこれらを実現するために必要な支援を行うこと。特に官民連携を行うに当たって、この点が重要となることを十分認識し、事業運営に支障を来すことのないよう、海外の再公営化事例の検証を含めて総合的な施策を講ずること。
- 四 水道の基盤強化の基本的かつ総合的な施策の推進に当たっては、中山間部、過疎地域や人口減少の著しい地域等の自然的・社会的条件の厳しい地域を抱える地方公共団体や、経営基盤が脆弱な小規模の水道事業者に十分配慮して、必要な技術的・財政的援助を行うこと。
- 五 水道施設運営権の設定については、水及び水道施設が国民共有の貴重な財産であること、また、重要な生活インフラである水道事業に外国資本が参入する可能性や、将来的に料金が高騰したりサービス品質が低下したりする可能性に留意し、その決定は厳に地方公共団体が住民の意思を十分に踏まえた上での自主的な判断に委ねられるべきであることを大前提に、公正かつ公平な手続や透明性を十分に確保した民間事業者の選定を含め、公共性及び持続性に十分留意したものとなるよう、地方公共団体において検討すべき事項の具体的な指針を本法施行までに明示すること。

水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(2/2)

- 六 水道施設運営権の設定の許可に当たっては、地方公共団体において民間事業者の運営状況をモニタリングするための適切な体制が確保されているかについて厳格に審査を行うとともに、水道料金や水質基準への適合などの規制・モニタリングが確実に実施され、必要に応じ第三者による確認も得つつ、運営における公共性・公平性・公益性の確保を明確にするための具体的な指標等を示すこと。
- 七 水道施設の維持管理、修繕及び計画的な更新が、地域の生活インフラの基盤として極めて重要であることに鑑み、これらの措置が適切に行われるよう、必要な支援を含めた包括的水道事業システムの構築に努めること。
- 八 指定給水装置工事事業者の更新時に取得する修繕対応の可否等の情報、修繕時のトラブル防止や悪質商法に関する情報等を水道利用者に分かりやすく提供するよう、水道事業者に対し指導すること。また、給水装置工事主任技術者、配管工事に携わる者の技術・技能の維持・向上を図るための研修の充実等を通じて指定工事事業者の質の向上を図ること。
- 九 水道の需給バランスの平準化を進める観点等から、水道スマートメーターを含む周辺機器の研究及び開発を促進するため、必要な措置を講ずること。
- 十 上工下水、農業用水等の人間が利用する水のみならず、表流水、地下水等を一体として捉える水循環の視点から水利用の最適化を図ることにより、低廉で高品質な水道水を供給できる体制の維持に努めること。

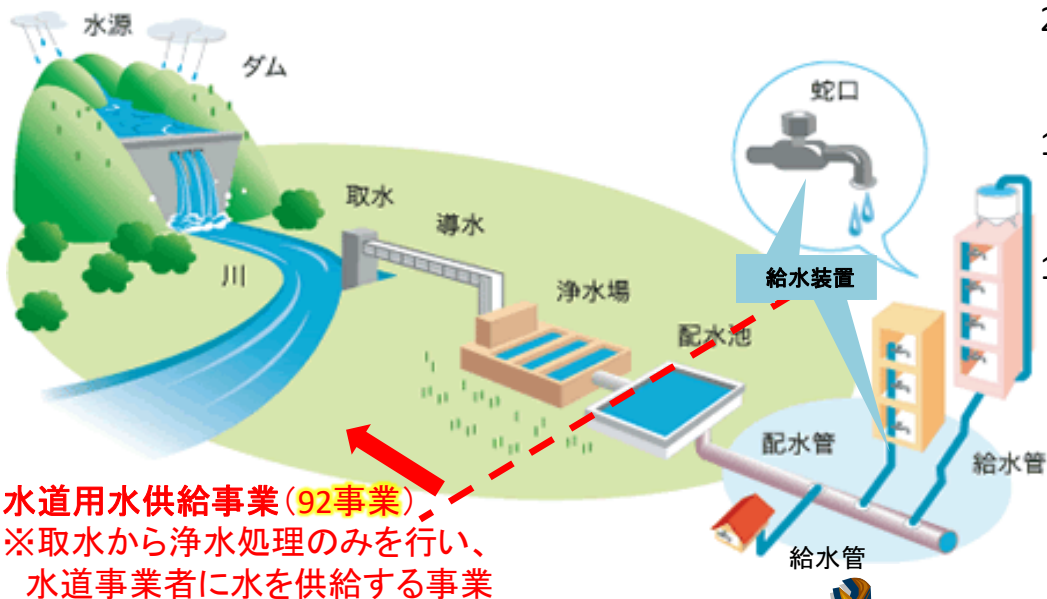
(参考資料)

水道の定義等

- 水道とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。
- 水道事業は、原則として市町村が経営することとされている。
- 昭和40年代以降、高度経済成長期を中心に整備され、全国に普及した。(平成28年度 普及率97.9%)
- 昭和50年から水道事業の数は減少しているが、現在も全国に6,000以上の水道事業が存在している。

水道事業の概略

水道事業(上水道事業1,355事業、簡易水道事業5,133事業)
 ※一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業



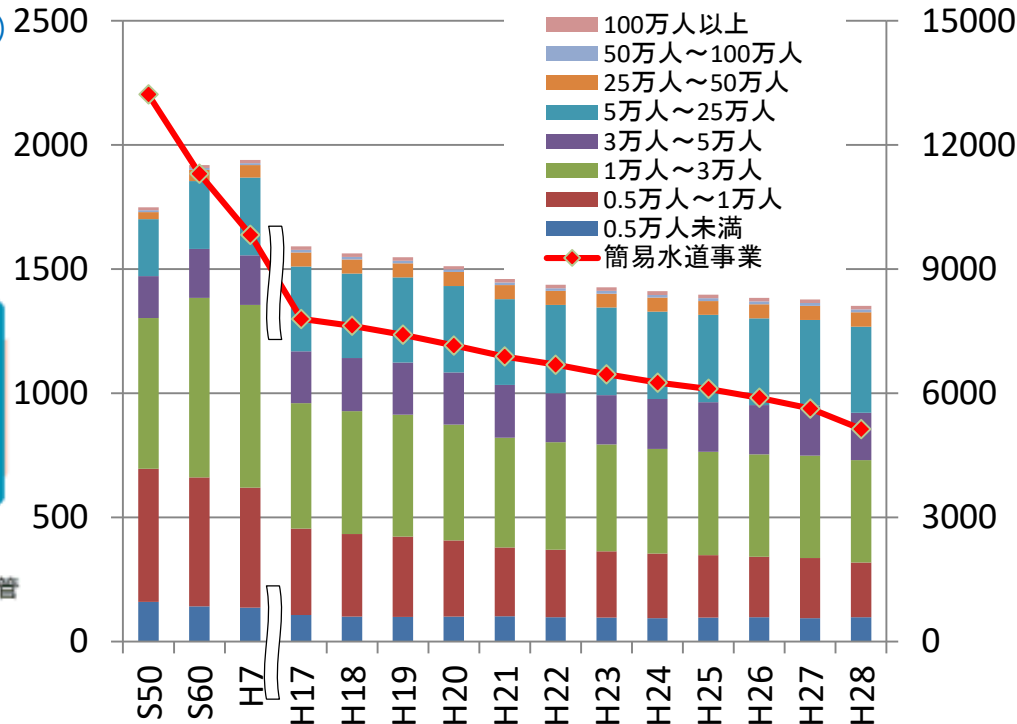
水道用水供給事業(92事業)
 ※取水から浄水処理のみを行い、水道事業者の水を供給する事業

指定給水装置工事事業者

- ・約23万2千事業者
- ・各水道事業者は給水装置の工事を施行する者を指定できる。



水道事業数の推移



上水道事業: 計画給水人口が5,001人以上の水道
 簡易水道事業: 計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道

水道事業における官民連携手法とメリット

■各官民連携手法と民間事業者の実施する主な業務範囲

PFI（コンセッション方式）

PFI（従来方式）

施設の設計・建設
(Design-Build)

施設の運転・維持管理
(Operate)

DB又はDBO方式

施設の設計・建設
(Design-Build)

施設の運転・維持管理
(Operate)

一般的な業務委託（個別・包括委託） 水道法による第三者委託

施設の運転・維持管理
(Operate)

【事業経営】

施設の設計・建設
(Design-Build)

施設の運転・維持管理
(Operate)



料金の設定・収受※)

※) 条例で定められた範囲に限る。

PFI(民間による資金調達)

民間の技術力 ～～ 資金調達 ～～ 経営ノウハウの活用

契約期間	3～5年が一般的	5～20年程度	20年程度	20年以上が一般的(他分野の例)
メリット	水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識が要求される業務において、民間の技術力を活用 ・性能発注による民間のノウハウの活用 ・業務遂行のための人材の補完 ・長期、包括の委託により、さらに業務の効率化が図られ、財政負担の軽減 ・PFIでは、民間の資金調達により、財政支出の平準化が可能 		<ul style="list-style-type: none"> ・民間の技術力や経営ノウハウを活かした事業経営の改善 ・技術職員の高齢化や減少に対応した人材確保・育成、技術の承継 ・民間の資金調達・運営権対価による財政負担の軽減
	民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・運転・維持管理業務全般を包括して受託することにより、効率的な事業運営が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・性能発注による裁量の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業経営への参画が可能 ・事業運営についての裁量の拡大 ・一定の範囲での柔軟な料金設定 ・抵当権の設定による資金調達の円滑化

水道事業における官民連携手法と取組状況

業務分類(手法)	制度の概要	取組状況※及び「実施例」
<p>一般的な業務委託 (個別委託・包括委託)</p>	<p>○民間事業者のノウハウ等の活用が効果的な業務についての委託 ○施設設計、水質検査、施設保守点検、メーター検針、窓口・受付業務などを個別に委託する個別委託や、広範囲にわたる複数の業務を一括して委託する包括委託がある</p>	<p>運転管理に関する委託:1714箇所(622水道事業者) 【うち、包括委託は、427箇所(141水道事業者)】</p>
<p>第三者委託 (民間業者に委託する場合と他の水道事業者に委託する場合がある)</p>	<p>○浄水場の運転管理業務等の水道の管理に関する技術的な業務について、水道法上の責任を含め委託</p>	<p>民間事業者への委託:191箇所(46水道事業者) 「広島県水道用水供給事業本郷浄水場」、 「箱根地区水道事業包括委託」ほか</p> <p>水道事業者(市町村等)への委託:19箇所(13水道事業者) 「福岡地区水道企業団 多々良浄水場」、 「横須賀市小雀浄水場」ほか</p>
<p>DBO (Design Build Operate)</p>	<p>○地方自治体(水道事業者)が資金調達を担い、施設の設計・建設・運転管理などを<u>包括的に委託</u></p>	<p>6箇所(7水道事業者) 「会津若松市滝沢浄水場等」、「見附市青木浄水場」、 「松山市かきつばた浄水場等」、 「四国中央市中田井浄水場」、「佐世保市山の田浄水場」、 「大牟田市・荒尾市ありあけ浄水場」</p>
<p>PFI (Private Finance Initiative)</p>	<p>○公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象とし、<u>民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する方式</u></p>	<p>12箇所(8水道事業者) 「横浜市川井浄水場」、「岡崎市男川浄水場」、 「神奈川県寒川浄水場排水処理施設」、 「東京都 朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備」ほか</p>
<p>公共施設等運営権方式 (コンセッション方式)</p>	<p>○PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設(水道事業の場合、水道施設)について、水道施設の所有権を地方自治体が有したまま、民間事業者[※]に当該施設の運営を委ねる方式</p>	<p>(未実施)</p> <p>※ 検討を具体的に進めている地方公共団体 大阪市、奈良市、宮城県、浜松市、伊豆の国市、村田町</p>